

第2部ヒアリング集会の報告

テーマⅡ 重大事故のリスクを隠蔽し、なぜ再処理を続けるのか：回答への再質問の時間が少ないので、意見を述べる形の対応にした。

1. 六ヶ所再処理工場の耐震について

質問：内閣府は日本海溝プレート巨大地震で六ヶ所村は震度6強（830～1500ガル）と想定している、これに再処理工場が耐えるか審査すべきではないか。

回答：震源モデルとの比較により審査の中で確認している、その中で内閣府の想定は基準地震動を越えることはないことは確認している。基準地震動（700ガル）で設計している。

意見：震源モデルを基に応答スペクトルで確認しているとのことだが、日本原燃の基準地震動のスペクトルでは周期0.02秒の値が敷地の地震動700ガルになっている。日本原燃が海溝巨大地震で提出したスペクトルの敷地周期0.02秒の値はいくらか。（国：答えられず）手元にスペクトル図がある、これでは200ガルになっている。プレート間の巨大地震 Mw9.0 があり震源から約90km離れた六ヶ所が200ガルはありえない。（3.11大地震 Mw9.0 時震源から120km離れた牡鹿半島で940ガルであった。90kmは海上であり、どこも1000ガル以上であったはず）これは過小評価である。内閣府が830～1500ガルを想定しているのに、日本原燃想定敷地200ガルで済ませてよいのか、嚴重再審査すべきであろう。

2. 高レベル廃液の重大事故について

1) IAEA 文書の改ざんによる定義捏造をそのままにしてよいのか

質問：再処理規則第一条の三で高レベル廃液の重大事故として“蒸発乾固”と定義されている。規則の制定過程で IAEA の定義“大容量液体貯槽の破裂”を削除し“蒸発乾固”とされた。この定義による放射性物質の環境放出量は極端な過小になり、再処理工場の PAZ はなし、UPZ は原発よりも狭い5kmとされている。“蒸発乾固”が重大事故の定義になぜなるのか。誰がこのような改ざんを求めたのかも含め回答を求める。捏造をそのまましておくことは許されないのではないか。

回答：IAEA の文書を改ざんしているわけではなく、必要なものを検討して取り入れている。「蒸発乾固」の他にも重大事故の中には「放射性物質の漏洩」とあるので大容量の液体貯槽の破損を考えていないかというところではない。臨界事故、蒸発乾固などが同時に起きることまたは使用済燃料貯蔵設備における重大事故について評価を行い評価の結果半径5kmの外では IAEA 基準に対しては十分余裕があり再処理工場 UPZ 5 km 範囲が適当であることとしたものだ。

意見：IAEA の基準を改ざんしていないとのことだが、原子力災害事前対策に関する検討チーム資料では「IAEA 基準では」として③にカッコ書きで IAEA 基準にない「蒸発乾固」と記載している、改ざんだ。この会議で UPZ が5kmと決定された。③の意味する「蒸発乾固」は高レベル廃液であることについて規制庁に問い確認している。蒸発乾固では放射能の放出は少なく重大事故とは言えない。UPZ についても一度嚴重に見直してほしい。原子力基本法には原子力事故防止のため最善かつ最大の努力をしなければならないとある。重大事故防止のため最大の努力をしてほしい。

2) 高レベル廃液は“蒸発乾固”後どうなるのか

質問：前回ヒアリングで「高レベル廃液が冷却できなくなった場合沸騰し“蒸発乾固”後どうなるのか」との質問に明確な答えがなかった。日本原燃はウラルの核惨事では350℃程度に達し化学爆発を起こしたと推定している。蒸発乾固後乾固物をそのままにしておいた場合どのような経過をたどるのか示されたい。

回答：廃液が蒸発乾固するまでの120℃で沸騰し160℃ほどでルテニウムの放出、大体300℃位までで固化の事象が終了する。日本原燃の対策では発生防止対策として貯槽の中等に冷却水を注入して直接貯槽に冷却水を投入して安全対策をとっている。有機溶媒については TBP が硝酸塩と発熱反応を起こし135℃を越えると急激な反応をおこす可能性がある。

意見：意見はせず。＜蒸発乾固後どうなるのかとの質問の回答をせず乾固前の説明がなされた＞

3. アクティブ試験は失敗だったのではないか

1) 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験は以下の理由（省略）から失敗だったのではないか。

質問：アクティブ試験全体の報告と審査が行われるのか、評価結果稼働の可否が検討されるのか。

回答：日本原燃が過去に実施したアクティブ試験に関わる報告については現時点において原子力規制委員会として評価をしておらず今後も評価をする予定はない。なおアクティブ試験に関係する事項などにつきましては今後の審査の状況を踏まえて日本原燃から対応方針が示されたならその妥当性等原

子力規制委員会、規制庁として厳格に確認する。

意見：意見はせず<回答：アクティブ試験の報告書を求めず、したがってその評価をする予定はないとは！。実際の使用済燃料を使用した最も具体的重要な稼働試験について、実施報告を求めずその評価をしないとは驚きである。これは別に質問していただくようにしたい。>

2) 高レベル廃液のガラス固化について

質問：事業者使用前検査の実施と国の確認の具体的な内容と計画を示めされたい。

回答：ガラス固化に関する事業者使用前検査の内容や計画についてはその使用前確認申請で確認する。現時点においては事業者検査（出ていないので）の内容や計画については示すことができない。

意見：実廃液を使用した使用前検査を求め、厳格に評価してほしい。

4. ガラス固化方式について

質問：仏英方式に切り替えを、またガラスカートリッジ等に含浸させる等、廃液の安定化の検討を。ミサイル攻撃された場合最悪のシミュレーションはどうか。

回答：現在の方式が合理的である。方式変更検討の予定はない。ミサイル攻撃は防衛省など関係機関との連携確保し国民保護法での対応になる合同訓練等、あらゆる事態への対応したい。

意見：廃液の安定化をなぜ検討しないのか。原子力基本法に最悪の事態を想定し防止に最善かつ最大の努力をしなければならないとある、このことが日常的に実行されていないのではないか。

※ 答えていない質問等は山崎議員から再度質問していただく予定である。

(永田文夫)